

## 第9号議案

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び新城市手数料条例の一部改正

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び新城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び新城市手数料条例の一部を改正する条例

(新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年新城市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機に」を「新城市個人番号カードの利用に関する条例(平成27年新城市条例第45号)第2条第2号に規定する窓口受付端末機に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する」に改め、「個人番号カード」の次に「(以下「個人番号カード」という。)(同条例第4条第2項の規定により記録がされたもの又は利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)が記録されたものに限る。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第9条の2 印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を自動で交付する機能を有するものをいう。)に個人番号カード(利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して自ら必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(新城市手数料条例の一部改正)

第2条 新城市手数料条例(平成17年新城市条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表第13中「第10条第2項」を「第9条第3項」に、「の規定」を「又は第9条の2の規定」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年7月2日から施行する。ただし、第2条中新城市手数料条例別表第13の改正規定（「第10条第2項」を「第9条第3項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機で印鑑登録証明書を交付できるようにする等のため必要があるからである。